環境基準等

（１）水質汚濁に係る基準

人の健康の保護に関する環境基準

（単位：mg/L）

項　目	基 準 値	項　目	基 準 値
カドミウム	0.01以下	1，1，1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1，1，2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	1，1-ジクロロエチレン	0.02以下
六価クロム	0.05以下	シス-1，2-ジクロロエチレン	0.04以下
ひ素	0.01以下	1，3-ジクロロプロペン（D-D）	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チラウム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	ジマジン（CAT）	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ（ベンチオカルブ）	0.02以下
トリクロロエチレン	0.03以下	ベンゼン	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	セレン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	ほう素	1以下
ジクロロメタン	0.02以下	フッ素	0.8以下
1，2-ジクロロエタン	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
		1,4-ジオキサン	0.05以下

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目／類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖（南・北湖）	AA	水道1級・水産1級・自然環境保全およびA以下の欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	南湖（ハ）	北湖（イ）

（注）達成期間の（イ）は直ちに達成、（ハ）は５年を超える期間で可及的速やかに達成

全窒素・全りんの環境基準

（単位：mg/L）

	T－N		T－P	
	北湖	南湖	北湖	南湖
Ⅱ類型	0.2以下	0.2以下	0.01以下	0.01以下

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

該当水域	項目／類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間別
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	河 川 数
柳川 安曇川 他9	AA	水道1級・自然環境保全およびA以下の欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	(イ)ー5 (ロ)ー1 (ハ)ー5
瀬田川 野洲川 他10	A	水道2級・水産1級・水浴およびB以下の欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下	(イ)ー7 (ハ)ー5
宇曽川 家棟川	B	水道3級・水産2級およびC以下の欄に挙げるもの(水産3級、工業用水1～3級、農業用水)	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下	(イ)ー1 (ハ)ー1

(注)達成期間の(イ)は直ちに達成、(ロ)は 5 年以内に達成、(ハ)は 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

水生生物の保全に係る環境基準

該当水域	項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		達成期間
			全亜鉛	ノニルフェノール	
琵琶湖(1)	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	(イ)直ちに達成
琵琶湖(2) ・瀬田川	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	
北湖(1) (2)(3) 南湖(1)	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	

(基準値は、年平均値)

要監視項目に係る指針値

(単位：mg/L)

項目	指針値
ニッケル	ー
モリブデン	0.07以下
アンチモン	0.02以下
クロロホルム	0.06以下
tr-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	0.2以下
イソキサチオン	0.008以下
ダイアジノン	0.005以下
フェニトロチオン	0.003以下
イソプロチラオン	0.04以下
オキシン銅	0.04以下
クロロタロニル	0.05以下

項目	指針値
プロミザミド	0.008以下
EPN	0.006以下
ジクロルボス	0.008以下
フェノブカルブ	0.03以下
イプロベンホス	0.008以下
クロルニトロフェン	ー
トルエン	0.6以下
キシレン	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下
エピクロロヒドリン	0.0004以下
全マンガン	0.2以下
ウラン	0.002以下

水生生物の保全に係る要監視項目の指針値

類　型	水生生物の生息状況の適応性	指　針　値(mg/L)		
		クロロフォルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.7以下	0.05以下	1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.006以下	0.01以下	1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	3以下	0.08以下	1以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	3以下	0.01以下	1以下

地下水の水質汚濁に係る環境基準

（単位：mg/L）

項　　　目	基　準　値	項　　　目	基　準　値
カドミウム	0.003以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.03以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1,4-ジオキサン	0.05以下

有害物質に係る排水基準

（単位：mg/L）

項目	許容濃度	
	公害防止条例（上乗せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
カドミウム及びその化合物	0.01	0.1
シアン化合物	0.1	1
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る）	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.5
砒素及びその化合物	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニエル	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	10	10
ふっ素及びその化合物	8	8
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	100
1,4-ジオキサン	0.5	0.5

生活環境項目のうち業種共通のものに係る排水基準

（単位：水素イオン濃度および大腸菌群数を除き mg/L）

項目		許容濃度	
		公害防止条例（上乗せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
水素イオン濃度（pH）		6.0～8.5	5.8～8.6
ノルマンヘキサン抽出物質含有量	（鉱油類含有量）	5	5
	（動植物油脂類含有量）	20	30
フェノール類含有量		1	5
銅含有量		1	3
亜鉛含有量		1	2
溶解性鉄含有量		10	10
溶解性マンガン含有量		10	10
クロム含有量		0.1	2
大腸菌群数		3,000個/ml	3,000個/ml
アンチモン含有量		0.05	-
排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色、臭気を帯びていないこと。			-

備考　1. この表に掲げる排水基準は日平均排水量 10m^3 以上の特定事業場について適用する。

2. この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日平均値とする。

生活環境項目のうち、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、窒素、りんに係る排水基準

① BOD、COD、SS に係る基準

（単位：mg/L）

業種区分		排水量（㎥/日）	BOD 既設	BOD 新設	COD 既設	COD 新設	SS
製造業	食料品製造業	10～30	100	60	100	60	90
		30～50	70	50	70	50	90
		50～1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	弁当製造業	10～30	90	30	90	30	90
		30～50	70	30	70	30	90
		50～1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	繊維工業	10～30	80	60	80	60	90
		30～50	60	50	60	50	90
		50～1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	化学工業	10～30	70	40	70	40	90
		30～50	40	30	40	30	90
		50～1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
	ゼラチン製造業	10～30	70	40	70	40	90
		30～50	50	40	50	40	90
		50～1000	40	30	40	30	70
		1000以上	30	20	30	20	70
	その他の製造業	10～30	70	40	70	40	90
		30～50	40	30	40	30	90
		50～1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
その他の業種等	畜産施設	10以上	120	120	120	120	150
	し尿処理施設	10以上	30	20	30	20	70
	下水道終末処理施設	10以上	20	20	20	20	70
	し尿浄化槽	10以上かつ51人～100人	60	20	60	20	60
		101人～200人	60または30	20	60または30	20	60
		201人～500人	60または30	20	60または30	20	60
		501人以上	60または20	20	60または20	20	60
	その他の事業所	10～30	90	30	90	30	90
		30～50	70	30	70	30	90
		50～1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70

② 窒素、りんに係る基準

（単位：mg/L）

業種区分	排水量（㎥/日）	窒素 既設	窒素 新設	りん 既設	りん 新設
食料品製造業	10～30	40	30	8	2
	30～50	25	20	4	2
	50～1000	20	12	3	1.5
	1000以上	15	10	2	1
弁当製造業	10～30	60	45	8	6
	30～50	30	25	5	4
	50～1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2
繊維工業	10～30	40	30	6	2
	30～50	15	12	2	1.2
	50～1000	12	8	1.5	0.8
	1000以上	10	8	1	0.5
化学工業	10～30	20	15	5	2
	30～50	12	10	2	1.2
	50～1000	10	8	1.5	0.8
	1000以上	8	8	1	0.5
ゼラチン製造業	10～30	20	15	5	2
	30～50	20	15	2	1.2
	50～1000	15	10	1.5	0.8
	1000以上	12	10	1	0.5
その他の製造業	10～30	40	20	2	2
	30～50	15	12	1.5	1
	50～1000	12	8	1.2	0.6
	1000以上	8	8	0.8	0.5
畜産施設	10以上	80	45	25 ※16	15
し尿処理施設	10以上	20	10	2	1
下水道終末処理施設	10～3000	20	20	1	0.5
	3000以上	20	15	1	0.5
し尿浄化槽	10以上かつ51人～100人	60	45	8	6
	101人～200人	60	40	8	5
	201人～500人	60	40	8	5
	501人以上	25	20	5	5
その他の事業所	10～30	60	45	8	6
	30～50	30	25	5	4
	50～1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2

備考　基準値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日間平均値とする。

＊サービス業に係るものに適用される基準

水浴場の水質判定基準

①　判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

ア 糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。

イ「不適」でない水浴場について、糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD および透明度によって「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」および「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」および「水質 C」であるものを「可」とする。

●各項目すべてが「水質 AA」以上である水浴場を「水質 AA」(水質が特に良好な水浴場)とする。

●各項目すべてが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」(水質が良好な水浴場)とする。

●各項目すべてが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。

●これら以外のものを「水質 C」とする。

区分		糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100個/100ml 以下	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
	水質 C	1,000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
不 適		1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
透明度(＊の部分)に関しては、砂の巻き上げによるものは評価の対象外とする。

②　「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

ア　「水質 B」または「水質 C」と判定されたもののうち、糞便性大腸菌群数が 400 個／100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。

イ　油膜が認められたもの。

（２）大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

汚　染　物　質		環　　境　　基　　準
二酸化窒素 （ＮＯ$_2$）	※１	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 （ＳＰＭ）	※３	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^3 以下であること
光化学オキシダント	※２	１時間値が 0.06ppm 以下であること
二酸化いおう （ＳＯ$_2$）	※３	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素 （ＣＯ）	※３	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること
微小粒子状物質 （ＰＭ$_{2.5}$）	※３	１年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m^3 以下であること
ベンゼン	※４	１年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること
トリクロロエチレン	※４	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること
テトラクロロエチレン	※４	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること
ジクロロメタン	※４	１年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること
ダイオキシン類	※５	１年平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下であること

備考 1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

平成 21 年 9 月 9 日に環境基準が設定された。

4. ＊1：長期的評価（年間）のもの

＊2：短期的評価（条件どおり）のもの

＊3：長期的評価（年間）と短期的評価（条件どおり）があるもの

＊4：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係るもの

＊5：ダイオキシン類に係る環境基準

光化学スモッグ注意報等の発令基準

区　　　分	発　　令　　基　　準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の１時間値が 0.12ppm 以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の１時間値が 0.24ppm 以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の１時間値が 0.40ppm 以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時

（３）騒音・振動に係る基準

騒音に係る環境基準

時間区分		2区分 （昼／6:00～22:00） （夜／22:00～6:00）
地域の類型と基準値	類型	基準値（昼／夜）
①特に静穏を要する地域	AA	50dB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	 a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	 a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	 a. 60dB/50dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について	1)道路に面する地域の全戸数（推計可） 2)等価騒音レベル（Leq） 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源（距離不問） 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下：15m／2車線超：20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45dB/夜40dBとする	

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
Ⅰ	70dB以下	Ⅰをあてはめる地域：主として住居の用に供される地域
Ⅱ	75dB以下	Ⅱをあてはめる地域：商工業のように供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

（４）ダイオキシン類に係る基準

項目	基準値
大気環境基準	0．6pg－TEQ/m³
水質環境基準	1pg－TEQ/L
底質環境基準	150pg－TEQ/g
土壌環境基準	1，000pg－TEQ/g

備考　1. 大気環境基準および水質環境基準は、同一測定点における１年間の全ての検体の測定値の算術平均により評価する。

2. 土壌環境基準は、１回の測定結果をもって評価する。

3. 土壌に関して、他媒体への影響等の調査を開始する目安となる調査指標値は150pg-TEQ/g である。

滋賀県環境審議会の審議状況（平成２４年度）

審議会名	開催年月日	審 議 内 容
総　会	平成 24 年 6 月 6 日	・ 滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について ・ 所属部会の指名について ・ 1,4-ジオキサンに係る排出基準のあり方について(諮問) ・ 滋賀県環境影響評価条例の改正について(諮問) ・ 環境審議会各部会の活動概要について(報告)
環境企画部会	平成 24 年 9 月 4 日	・ 滋賀県環境影響評価条例の改正について(第 1 回審議) ・ 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理について
	平成 24 年 10 月 16 日	・ 滋賀県環境影響評価条例の改正について(第 2 回審議) ・ 滋賀県における今後の環境学習のあり方について ・ 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について
	平成 24 年 12 月 25 日 (「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会」)	・ 滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会について ・ 環境学習の現状と課題について
	平成 25 年 2 月 12 日 (「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会」)	・ 第 1 回小委員会において挙げられた論点について ・ 滋賀県における今後の環境学習のあり方について
	平成 25 年 3 月 21 日	・ 第三次滋賀県環境総合計画の改定について ・ 滋賀県における今後の環境学習のあり方について
温暖化対策部会	平成 25 年 2 月 12 日	・ 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2010 年度(平成 22 年度)について ・ 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の実施状況について(平成 23 年度) ・ 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく事業者行動計画書制度の運用状況について
水･土壌･大気部会	平成 24 年 7 月 9 日	・ 1,4-ジオキサンにかかる排水基準のあり方について(審議) ・ 平成 23 年度公共用水域水質測定結果について(報告) ・ 平成 23 年度大気汚染状況測定結果について(報告) ・ 第 6 期琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画の事業進捗状況について(報告)

審議会名	開催年月日	審　議　内　容
水・土壌・大気部会	平成 25 年 3 月 27 日	・ 平成 25 年度公共用水域・地下水水質測定計画について(審議) ・ 平成 24 年度地下水水質測定結果について(報告) ・ 情報提供 微小粒子状物質(PM2.5)にかかる注意喚起について 微小粒子状物質(PM2.5)の監視体制について 大気環境の常時監視にかかる自動測定局(甲賀局)の移転について 平成 24 年度琵琶湖に関する特徴的な現象について
廃棄物部会	平成 24 年 6 月 6 日	・ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業計画について(審議) ・ 平成22年度廃棄物の処理実績について(報告)
	平成 24 年 10 月 29 日	・ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業計画について(審議)
	平成 24 年 11 月 26 日	・ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業計画について(審議)
	平成 25 年 3 月 27 日	・ 第三次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について(報告) ・ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画について(報告)
自然環境部会	平成 24 年 7 月 24 日	・ 小谷山西池鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問) ・ 指定希少野生動植物種の追加指定について(諮問) ・ 指定外来種の追加指定について(諮問)
	平成 24 年 8 月 31 日	・ 滋賀県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の策定について(諮問) ・ 第11次鳥獣保護事業計画の策定について(諮問) ・ 琵琶湖国定公園に関する公園事業の変更について　(諮問)
	平成 24 年 12 月 5 日	・ 滋賀県カワウ特定鳥獣保護管理計画(第2次)の策定について(諮問) ・ 第11次鳥獣保護事業計画の変更について(諮問) ・ 指定外来種の追加指定について(諮問) ・ 生息・生育地保護区の指定について(諮問)
温泉部会	平成 24 年 9 月 6 日	・ 温泉増掘許可申請について(1件)
	平成 25 年 3 月 1 日	・ 温泉掘削許可申請について(2件)
琵琶湖総合保全部会	平成 25 年 2 月 27 日	・ マザーレイク21計画各種指標の状況について ・ マザーレイク21計画重点プロジェクトの実施状況について ・ 平成24年度の琵琶湖に関する特徴的な現象について

審議会等委員名簿（敬称略・五十音順）

（１）滋賀県環境審議会

（任期：平成 24 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日）

氏名	主な職	部会割 環境企画	温暖化対策	水・土壌・大気	廃棄物	自然環境	温泉	琵琶湖総合保全	備考
猪飼　　剛	社団法人滋賀県医師会副会長			○	○				
池内幸司	近畿地方整備局長		○	○	○			○	
生駒哲造	公益社団法人滋賀県獣医師会					○			
上田　　薫	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会監事	○							
鵜飼淳子	滋賀県地域女性団体連合会副会長	○		○				○	
占部武生	龍谷大学理工学部教授	○			○				副会長
岡田登美男	滋賀県野鳥の会会長					○		○	
小畑正明	京都大学名誉教授						○		
笠原三紀夫	京都大学名誉教授	○	○	○	○				
勝見　　武	京都大学大学院地球環境学堂教授			○	○		○		
金谷　　健	滋賀県立大学環境科学部教授		○	○	○				
金子博美	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合（おごと温泉旅館協同組合専務理事）						○		
河瀬玲奈	京都大学大学院工学研究科助教		○					○	
菊池玲奈	結・社会デザイン事務所代表	○	○			○		○	
北本　　浩	滋賀森林管理署長		○	○		○		○	
桑野園子	大阪大学名誉教授			○	○				
髙坂雄三	社団法人滋賀県建設業協会専務理事				○				
小林利典	近畿経済産業局長		○	○	○		○		
作見　　壽	（公募委員）		○	○					
薩摩かなえ	（公募委員）	○						○	
芝原茂樹	社団法人滋賀県産業廃棄物協会理事				○				
清水芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授	○		○					
須藤明子	日本イヌワシ研究会副会長					○			
髙村ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教授	○	○					○	
辻村琴美	滋賀経済団体連合会（一般社団法人滋賀経済産業協会）		○					○	
鳥塚五十三	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長			○				○	
中　　　睦	弁護士						○		
中西長嗣	滋賀県農業会議常任会議員・監査委員			○				○	
中村英男	近畿農政局長		○	○				○	
西田佐知子	名古屋大学博物館准教授			○		○			
西野麻知子	びわ湖成蹊スポーツ大学教授	○				○		○	
濵﨑元彌	社団法人滋賀県猟友会会長					○		○	
平山貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科講師					○		○	
福井正明	滋賀県市長会推薦者（高島市長）	○	○		○				
藤井滋穂	京都大学大学院地球環境学堂教授	○		○				○	
藤澤直広	滋賀県町村会副会長（日野町長）	○			○			○	
本多友美子	（公募委員）	○	○						
松井正文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授	○				○			
松山正己	滋賀県森林組合連合会代表理事会長					○		○	
水谷知生	近畿地方環境事務所長	○		○	○	○			
森澤眞輔	京都大学iPS細胞研究所副所長・特定拠点教授	○							会長
諸富　　徹	京都大学大学院経済学研究科教授	○	○		○				
谷内茂雄	京都大学生態学研究センター准教授		○					○	
山川正信	大阪教育大学教育学部教授						○		
吉積巳貴	京都大学学際融合教育研究推進センター森里海連環学教育ユニット特定准教授	○							
45名		18	15	17	14	12	6	19	

平成 25 年 11 月 25 日現在

（２）滋賀の環境自治を推進する委員会

（任期:平成 23 年 7 月 25 日から平成 26 年 7 月 24 日）

氏　　名	役　　職　　名　　等	備　　考
遠　藤　幸太郎	弁護士	委員長職務代理者
島　田　禮　介	弁護士、元名古屋高等裁判所長官	委員長
清　水　礼　子	長浜家庭裁判所調停委員	
宗　宮　　　功	京都大学名誉教授	
深　町　加津枝	京都府立大学生命環境科学研究科准教授	

平成 25 年 8 月 31 日現在

（３）滋賀県環境影響評価審査会

（任期：平成 23 年 3 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日）

氏　　名	役　　職　　名　　等	備　　考
青　野　正　二	大阪大学人間科学研究科准教授	
浅　見　佳　世	株式会社里と水辺研究所取締役	
占　部　武　生	龍谷大学理工学部教授	会　長
奥　村　晃　代	草津市草津宿街道交流館調査員	
定　森　秀　夫	滋賀県立大学人間文化学部教授	
諏　訪　　　浩	東京大学空間情報科学研究センター客員研究員	副会長
鳥　居　春　己	奈良教育大学自然環境教育センター教授	
樋　口　能　士	立命館大学理工学部教授	
藤　本　英　子	京都市立芸術大学美術学部准教授	
山　﨑　　　亨	アジア猛禽類ネットワーク会長	
遊　磨　正　秀	龍谷大学理工学部教授	
和　田　桂　子	（財）琵琶湖淀川水質保全機構琵琶湖・淀川水質浄化研究所 次長 兼 技術開発部長	

平成 25 年 10 月 1 日現在

（４）滋賀県ヨシ群落保全審議会

（任期：平成 25 年 9 月 19 日～平成 27 年 9 月 18 日）

氏　　名	役　職　名　等	備　　考
青　井　保　男	独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所長	
植　田　　　潤	日本野鳥の会滋賀支部保護研究部長	
太　田　俊　浩	ヨシでびわ湖を守るネットワーク	
大　野　朋　子	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科　助教	
金　子　有　子	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター専門研究員	
佐　野　静　代	同志社大学文学部文化史学科准教授	
高　橋　敏　枝	針江生水の郷委員会	
田　中　信　弘	伊庭内湖の自然を守る会	
塚　原　隆　夫	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	
辻　　　善　廣	大津市雄琴学区自治連合会会長	
橋　川　　　渉	草津市長	
望　月　幸　三	滋賀県漁業協同組合連合会副会長理事	
森　本　幸　裕	京都学園大学バイオ環境学部教授	
安　居　初　美	公募委員	
渡　辺　維　子	公募委員	

平成 25 年 9 月 19 日現在

（５）滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

（任期：平成 24 年 12 月 19 日～平成 26 年 12 月 18 日）

氏　　名	役　職　名　等	備　　考
相　阪　　　滋	滋賀県小型船協会理事	
東　　　幸　代	滋賀県立大学人間文化学部准教授	
小　田　一　朗	滋賀県釣り団体協議会事務局長	
坂　田　しのぶ	びわ湖放送（株）報道制作局グループリーダー	
須　藤　陽　子	立命館大学法学部教授	
髙　田　昌　彦	琵琶湖を戻す会代表	
髙　橋　さち子	龍谷大学非常勤講師	
田　淵　比早子	日本ジェットスキー協会オフィシャルスタッフ	
釣　谷　　　康	（一社）日本マリン事業協会専務理事	
中　西　みどり	公募委員	
新　川　達　郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科長	
福　井　正　明	高島市長	
古　川　宗　寿	ＮＰＯ法人瀬田漕艇倶楽部監事	
星　野　晃　二	公募委員	
望　月　幸　三	滋賀県漁業協同組合連合会副会長	

平成 25 年 4 月 18 日現在

（６）滋賀県景観審議会

（任期：平成 24 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）

氏　　名	役　職　名　等	備　　考
川　﨑　雅　史	京都大学大学院工学研究科教授	
黒　﨑　道　雄	公募委員	
小　島　彩　乃	公募委員	
佐　伯　祐　二	同志社大学司法研究科教授	
柴　山　直　子	柴山建築研究所代表取締役	
中　嶋　節　子	京都大学大学院人間・環境学研究科准教授	
西　岡　功　一	滋賀県広告美術協同組合副理事長	
西　本　梛　枝	旅行作家	
八　軒　艶　子	滋賀県商工会女性部連合会	
平　林　　　隆	滋賀県警察本部	
福　谷　　　晃	公益社団法人滋賀県建築士会専務理事	
藤　本　英　子	京都市立芸術大学美術学部教授	会　長
村　上　修　一	滋賀県立大学環境科学部教授	

平成 25 年 4 月 1 日現在

（７）滋賀県森林審議会

（任期：平成 23 年 12 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日）

氏　　名	役　　職　　名　　等	備　　考
浅　香　　　剛	NPO・ボランティア	
浦　田　和　栄	林研グループ女性部長	
加　藤　みゆき	公募委員	
北　本　　　浩	滋賀森林管理署長	
河　島　明　美	建築士	
久　保　久　良	滋賀県林業協会前理事(多賀町長)	
坂野上　な　お	京都大学助教	
須　藤　明　子	獣医師	
中　西　和　子	公募委員	
中　本　清　治	指導林家	
野　瀬　宇一郎	滋賀県木材協会会長	
松　山　正　巳	滋賀県森林組合連合会代表理事会長	
宮　浦　富　保	龍谷大学教授	
山　田　喜久男	木材流通業(甲賀林材株式会社専務取締役)	
吉　田　昌　之	京都大学名誉教授	会　長

平成 23 年 12 月 1 日現在

（８）滋賀県公害審査会

（任期:平成 24 年 11 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日）

氏　　名	役　　職　　名　　等	備　　考
荒　川　葉　子	弁護士	
遠　藤　幸太郎	弁護士	会　長
大　澤　涼　子	医師、元一般社団法人滋賀県医師会理事	
勝　見　　　武	京都大学大学院地球環境学堂教授	
桑　野　園　子	大阪大学名誉教授	
坂　口　康　一	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	
清　水　芳　久	京都大学大学院工学研究科教授	
中　野　一　枝	薬剤師、一般社団法人滋賀県薬剤師会副会長	
樋　口　能　士	立命館大学理工学部教授	
吉　田　和　宏	弁護士	

平成 25 年 10 月 31 日現在